

日本学生支援機構給付型奨学金「適格認定」 大阪大学における学業面の認定基準

(平成30年度「適格認定」より適用)

認定区分	処置内容	認定基準	備 考
【廃止】	奨学金打ち切り(注) (注: 廃止事由が発生した年度の始期まで遡り、その間に交付された奨学金を返還する必要がある)	「停止」事由が1年を超えて継続している方 (「停止」認定時点では「成業の見込みがある」と判断しているため、停止相当期間中に「停止」事由が解消しなければ「成業の見込みなし」と判断し「廃止」となる)	年度末に限らず、卒業延期が再度確定した時点で【廃止】となる ただし、病気による長期欠席等、やむを得ない事由による学業不振の場合は、1年以内を限度として延長して【停止】の認定となる場合がある
【停止】 ※新設区分	1年以内で総長が必要と認める期間奨学金の交付を停止 (原則1年間)	次の①②いずれかに該当する方 ①留年や履修制限により卒業延期が確定した方(休学による場合は除く) ②通算の修得単位数が、標準修得単位数(※)の1/2以下の方 (※各学部が定める、その学年において修得しておくべき標準的な単位数)	①について、年度末に限らず、卒業延期が確定した時点で【停止】となる ただし、最終学年の途中で卒業延期が確定した場合、【停止】が適用されず【廃止】となる ②について 休学歴がある方は、“通算休学月数÷12”をし、小数点以下を切り上げた数を学籍上の学年から引いた「実質学年」での標準修得単位数を適用する
【警告】	認定に応じた『処置通知』が交付されるが奨学金の継続貸与は認められる	通算の修得単位数が、標準修得単位数(※)の9/10以下の方 (※各学部が定める、その学年において修得しておくべき標準的な単位数)	【停止】【廃止】の要件に該当しない限り奨学金の交付が停止あるいは打ち切りとなることはない 進級判定がある学部・学科では【警告】の認定を行わない 休学歴がある方は、“通算休学月数÷12”をし、小数点以下を切り上げた数を学籍上の学年から引いた「実質学年」での標準修得単位数を適用する